

回答書

回答日： 令和7年5月12日

担当課： 危機管理課

物品番号 第3号

物品名： 防災備蓄倉庫

	質疑事項	回答
1	今回入札は賃貸借ではなく物品の購入(新棟販売、解体なし)とし、工事完了後一括払いという考えでよろしいですか。	前払い金はなく、納品検査後の一括払いとなります。
2	申請に必要な前願書(既存建物資料、敷地求積図等)は貸与して頂けますか。	貸与します。
3	計画敷地内において、既存不適格となる建物や工作物があつた場合は是正工事に関しては別途でよろしいですか。(明記されている倉庫移設以外)	施工中に追加工事が必要であることが発覚すれば、別途協議となります。
4	上記含まれる場合、必要工事内容の詳細をご指示ください。	現時点ではありません。
5	添付図面は参考図となっております。外壁サンドイッチパネルはカラーガルバリウム鋼板となっておりますが、メーカー仕様(合成樹脂塗装溶融亜鉛めっき鋼板)での対応でもよろしいでしょうか。	可能ですが、仕様内容と異なる際には、施工前に材料承認を得てからの納品となります。 (原則として仕様書指定の部材以上の性能を有するものは可とします)
6	シャッターの高さが仕様書ではH4000、図面ではH3800となっておりますが、どちらが正ですか。	シャッターの高さについては、H3800以上とします。
7	上記シャッターについて、レール等の材質はメーカー仕様でよろしいですか。指定があればご指示ください。	指定はありません。
8	シャッター前ポーチについて、仕様書ではD2000 t=150となっておりますが、図面ではD1000 t=100となっております。どちらが正ですか。	D1000 t=150が正です。
9	駐車場区画線引きはAs舗装部(5台分)のみとし、(配置図)備蓄倉庫北側及び西側の区画線は別途と考えてよろしいですか。	As舗装部は5台分のみとなります。 備蓄倉庫北側及び西側の区画線にあつては、施工中の駐車台数確保のための参考図であるため、施工内容には含まれません。
10	上記含まれる場合、現状砂利敷きの為トラロープ張りですか。施工必要範囲含め詳細をご指示ください。	不要です。
11	既存文化財倉庫の撤去及び移設がありますが、倉庫内の備品等については別途対応して頂けると考えてよろしいですか。	市にて対応します。
12	倉庫内も含まれる場合、現状詳細をご教示ください。	不要です。
13	花壇撤去部分に外灯がありますが、外灯及び配線の撤去処分も含まれますか。	外灯の撤去は含まれます。 配線の撤去は不要ですが、末端処理は施すものとし、末端部の地表に埋設標示ピンを打ってください。
14	上記含まれる場合、現状配線図をご提示ください。また撤去必要範囲についてもご指示ください。	外灯の灯具・ポール・基礎を撤去し、配線は末端処理の上、土中止めとしてください。

15	埋設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに問題のある場合はそれらの保護または適切な措置をするとなっておりますが、費用については別途清算と考えてよろしいですか。	問題のある場合で、費用負担が生じる際は別途を協議となります。
16	上記含まれる場合、現状が目視では判断できず費用の算出ができません。現状資料をご提示ください。	現時点ではないものと考えているため、「ないもの」として見積してください。
17	ガードマンについて、入札時は15人の条件とし、増減があった場合は変更契約の対象と考えてよろしいですか。	15人工程度は目安であり、安全確保のために多く必要であれば必要な人員を見込んでください。なお、増減による変更契約はありません。
18	電気の引込みについて、付近の電柱から引込みが可能となった場合は変更契約の対象と考えてよろしいですか。	付近の電柱から引込みが可能となった場合は別途協議とします。
19	締結後、各種申請検討および協議を速やかに実施することと記載がありますが、既設の開閉器容量(MCCB 3P 100AF/100AT)から、(MCCB 3P 100AF/50AT)への取替のため、既設キュービクルトランス容量は足りるものとし開閉器取替のみという考えでよろしいですか。	開閉器取替のみで問題ありません。
20	配線器具のプレートは樹脂製プレートでよろしいですか。	金属製プレートとします。
21	移設、撤去物置について確認申請は取得済みでしょうか。	設置時に取得しています。
22	既設建物の増築となる場合、敷地内に違法建築物はないでしょうか。違法建築物がある場合の撤去、処分費用は別途でよろしいでしょうか。	ありません。 施工中に追加工事が必要であることが発覚すれば、別途協議となります。
23	工事中の報告写真以外の完成時写真の提出は無しと考えてよろしいでしょうか。	設置中および納品後の報告写真を提出してください。
24	仮設電気・給水は既存建物、キュービクルより分岐し個別メーターにて支払いは可能でしょうか。	可能ですが、教育研究所の運営の支障にならないよう設置してください。
25	移設物置は電源は不要でよろしいでしょうか。	不要です。
26	移設・撤去物置について既存基礎を撤去処分と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
27	各種書類はデータとしてメール又はUSB、CD-R等でよろしいでしょうか。	施工中の書類は書面で提出し、納品後の書類はCD-Rにて提出してください。
28	大型搬入車両等の通行時は、事前に既存建物に申請、許可等が必要でしょうか。	契約後に教育研究所と施工計画を協議し、運営に支障がないよう通行できる施工をしてください。 また、2週間に1回程度、定例報告を行い、施工計画に変更がある場合には、別途協議を要します。
29	搬入経路に支障が有る車両は常時、駐車禁止は可能でしょうか。	正門は閉鎖することはできませんが、駐車区画は30台を確保した上で、一部区画を駐車禁止とすることは可能です。

30	防災備蓄倉庫 内プレスに変更は可能でしょうか。	どちらでも可能ですが、倉庫内の使用面積を減らすことのないように設置してください。
31	防災備蓄倉庫 シャッター内BOXに変更は可能でしょうか。	可能ですが、設置前に承認が必要となります。設置前に具体的な変更案を提示してください。
32	防災備蓄倉庫に車両の進入を想定されている場合、室内の床荷重はいくらで考えればよろしいでしょうか。	荷物の積み下ろし程度を想定しています。
33	建築工事で発生した残土は場内敷均しとのことですが、緑地帯撤去に係る残土も場内敷きならしでよろしいでしょうか。	場内敷きを可能としますが、駐車場の機能を落とすことのないよう転圧等を施し、碎石敷きとしてください。
34	既存アスファルトの養生は不要と考えてよろしいでしょうか。	既存アスファルトを損傷させる可能性がある場合は、養生してください。
35	外壁材に関して、仕様書ではサンドイッチパネル内外素材がカラーガルバリウム鋼板t=0.35となっておりますが弊社標準仕様の亜鉛メッキ鋼板でもよろしいでしょうか。	可能ですが、仕様内容と異なる際には、施工前に材料承認を得てからの納品となります。なお、サイズ許容は5%前後とします。(原則として仕様書指定の部材以上の性能を有するものは可とします)
36	工事業者の仮設事務所とは別に草津市様で監督員を配置される場合、監督員詰所の仕様、大きさに指定はございますか。	草津市用の詰所等は不要です。工事業者の仮設事務所にあつては、教育研究所の運営に支障がないように設置すること。
37	設備図面は設計資料作成時に入札時の資料を流用してもよろしいでしょうか。また、この図面のCADデータは提供していただけますか。	流用を可能としますが、納品した実物の設計資料を提出してください。なお、図面のCADデータは提供できます。
38	配置図、敷地断面図、求積図を借用できますか。また、CADデータをいただけるものでしょうか。不可の場合、現地測量は当方で実施するのでしょうか。	貸与できますが、敷地断面図、求積図にあつてはCADデータがありません。
39	都市計画法施行規則第60条証明は必要でしょうか	必要です。
40	都市計画法53条許可(計画道路)は必要でしょうか	必要です。
41	景観法の許可は必要でしょうか。	必要です。
42	宅地造成法施工規則第88条証明(適合証明)は必要でしょうか。	不要です。
43	議会の議決が得られる予定月を教えてください。	現在の予定では、6月下旬です。
44	契約書(案)を頂けないでしょうか。	仮契約書(案)を添付します。
45	契約金額は、令和8年2月27日履行期間完了後、令和8年3月31日までにお支払い頂けるとの認識で宜しいですか。	履行後、10日以内に納品検査を行い、内部手続きが完了次第のお支払いとなるため、支払日が4月になる可能性があります。
46	設計監理者・工事監理者の配置について、共に法律に沿った配置で宜しいですか。	その通りです。

47	令和7年10月以降の着手とありますが、設計業務の着手は令和7年10月前作業スタートでも宜しいですか。	契約締結後、設計、各種申請、施工計画の作成を速やかに行い、令和7年10月に現場着手できるよう準備してください。
48	外壁サンドイッチパネル内部:40mmがメーカー仕様により35mmとなりますが宜しいですか。	仕様書の通り、サイズ許容は5%前後としているため不可です。
49	近隣住民への説明については、自治会長を訪問して意向を確認し、説明方法など指示をいただく形で良いですか。	その通りです。
50	工事期間中の教育研究所駐車台数30台確保について、台数配置及び仮設計画を検討するにあたり草津市様にて想定されている工事ヤード(区画)と駐車スペースから施設への教員動線をご教示下さい。現場作業計画上、30台の駐車スペースを確保できない場合は、協議頂けるとの認識で宜しいですか。	駐車図のと通りの駐車位置を想定しており、工事ヤードにあつては駐車台数を30台確保し、駐車場運営に支障のない範囲で設置いただきます。 動線にあつては、正門からの通路となりますが、動線を確保できない場合、または、30台確保することが困難な場合は別途協議します。
51	建設予定地に埋設配管は無い認識で宜しいでしょうか。埋設配管等がある場合は、位置を御指示下さい。	ない認識です。
52	地中埋設物があった場合の撤去及び処分費は別途で宜しいですか。また、撤去に伴う工期延長は協議頂けると考えて宜しいですか。	施工中に追加工事が必要であることが発覚すれば、別途協議となります。
53	土壌汚染が判明した場合の対策費は別途で宜しいですか。また、対策にかかる工期延長は協議頂けると考えて宜しいですか。	施工中に追加工事が必要であることが発覚すれば、別途協議となります。
54	敷地内に既存不適格の建物は無い認識で宜しいですか。	ない認識です。
55	落れ後は既存建物の確認申請書(副本)をお借りできる認識で宜しいですか。	貸与できます。
56	建物仕様については、落札メーカー仕様との認識で宜しいですか。	仕様書規格が仕様となります。 軽微な変更は可能ですが、仕様内容と異なる際には、施工前に材料承認を得てからの納品となります。なお、原則として仕様書指定の部材以上の性能を有するものは可とします。
57	庇について立面図では、2箇所とも2.5Kですが、片開き戸有りは、3.0K、他方は2.5Kの認識で宜しいですか。	その認識で合っています。
58	内装仕上げ ベース部の隙間に鉄板巾木とありますが、形状など詳細図でご指示下さい。	メーカー仕様で可能としますが、内部への浸水を防ぐ機能を有するものとしてください。
59	仮設作業等 交通誘導員は15人程度と記載がございますが、近隣説明等で増員を要請された場合の費用は別途として宜しいですか。	15人工程度は目安であり、安全確保のために多く必要であれば必要な人員を見込んでください。住民等から要請のあった場合に限り、別途協議となります。
60	仮囲いの仕様に指定はございますか。フェンスバリアードH=1.8m程度で宜しいですか。	その通りです。
61	電気改修工事(埋設配管配線)は仮囲いの中の認識で宜しいですか。	電気設備図のとおり、仮囲い外の施工があります。 (キュービクルから設置個所までの埋設配線)
62	文化財倉庫の移設先の基礎形状をご指示願います。	法令に準じた基礎形状としてください。
63	雨水排水は駐車場現況砕石仕上げに対し、ある程度浸み込む形で、入札図の通り、犬走部等は、最寄り縁石にGL勾配をとる程度で宜しいですか。	建物外部の排水にあつては砕石敷きの透水とし、屋根面の排水にあつては配置図のとおりU字側溝と雨水桝による排水となります。

64	電気幹線ルートについては、入札図通りの埋設費用を入札金額に含み、落札後の電力会社協議の結果、引込ルート変更となった場合は、金額含め協議との認識で宜しいですか。	その通りです。 付近の電柱から引込みが可能となった場合は別途協議とします。
65	作業計画書の提出とありますが、具体的に内容をご指示ください。	施工計画(全体スケジュール、週間工程)、仮設計画、現地作業期間・内容、大型作業車の通行量、交通誘導員有無、その他教育研究所の運営に際して周知しておくこと
66	埋設配管に十分注意する事と記載がございますが、既存配管図面等をご提示願います。	設置場所付近に埋設配管はありませんので、図面にあっては仕様書のもののみです。 なお、施工中に追加工事が必要であることが発覚すれば、別途協議となります。
67	既存電気キュービクル改修工事に伴い停電が発生する為、主任技術者の立ち合いが必要となります。その主任技術者の立ち合い費用は別途で宜しいですか。入札金額に含む場合は、既存主任技術者費用(業務単価)をご指示願います。また、現在契約されている主任技術者の名前、連絡先を教えてください。	費用は入札金額に含みます。 主任技術者および確認した委託費は下記の通りです。 ○株式会社メンテナンスセンター 井上様 077-553-2380 ○24,000円
68	入札資料の地盤調査報告書に基づき、入札構造図より変更となる場合の金額増減は無しとの認識で宜しいですか。	地盤調査報告書に基づき、入札構造図より変更となる場合は入札金額に含んでください。
69	敷地出入口構造部(既存)を工事車両入退場の都合で一時的に撤去が必要な場合、その部位の解体撤去および復旧は入札金額に含む認識で宜しいですか。	原則として撤去はできませんが、別途協議とします。 (撤去する場合は受注者負担とするため、必要に応じて入札金額に含んでください)
70	上記に伴う、敷地出入口構造部(既存)撤去有無を検討するにあたり、入札図面のCADデータをご提供頂くことは可能ですか。	CADデータを提供することは可能です。 必要に応じて危機管理課までご連絡ください。
71	構造物、埋設物を保護する事と記載がありますが、架線類はレッカー作業から離れている場合は、防護措置等は不要との認識で宜しいですか。	必要に応じて保護措置を施してください。 損傷させた場合には受注者負担で復旧していただきます。
72	フレッシュコンクリート材料はJIS認定工場製造品で宜しいですか。(マル適マークまでは必要ないとの認識で宜しいですか。)	JIS認定工場製造品とします。
73	天井電気配線は実践配線とありますが、配線が下部から見えない様に配管などは必要ですか。配管が必要な場合、管材の指定をお願いします。	図面の通りです。
74	入札図面にある照明器具等は同等品でも宜しいですか。	可能ですが、設置前に承認が必要となります。 設置前に具体的な変更案を提示してください。
75	土間コンクリートにひび割れ防止対策の膨張剤をフレッシュコンクリートに混和剤として入れる必要はございますか。	必要です。
76	土間コンクリートにひび割れ防止対策として、土間下の表層改良工事などは必要ですか。必要な場合、改良濃度と深さを指示下さい。	地盤調査結果に基づき検討してください。
77	建物屋根部に鼻隠し化粧材の取付が立面図に表記ございますが、底部分は不要で宜しいですか。	不要です。
78	有圧扇の固定に関して、外壁パネル材に直接取り付けると強度不足の恐れがある為、柱より横架材を設置して取り付ける方法で宜しいですか。	その通りです。
79	ポーチ部分の配筋は土間と同様として、ワイヤーメッシュ6φ150*150とし土間と連続して同時施工する場合、差し筋は不要で宜しいですか。	必要です。
80	照明器具に関して、クリップ支持と表記がございますが、脱落防止ワイヤー等は不要で宜しいですか。	必要です。

81	シャッター寸法ですが、概要書ではH=4000 平面図ではH=3800です。どちらが正ですか。	シャッターの高さについては、H3800以上とします。
82	構造設計にあたり、重要度係数は1.0と考えて宜しいですか。	その通りです。
83	屋根積載荷重に将来設置に備えた太陽光パネル荷重を見込む必要なしの認識で宜しいですか。	必要ありません。
84	鼻隠し化粧材ですが、立面図では桁側のみ、断面図では建物四周となっておりますが、どちらを正とすれば宜しいですか。	立面図の通りです。
85	既設キュービクルの開閉器取替え工事がありますが、既設開閉器はトリップ警報が出るようになっております。取替後もトリップ警報は必要ですか。	不要です。
86	私設電気メーター用ボックスと電灯盤L-1の仕様(材質)を教示下さい。	私設電気メーター用ボックスは樹脂製とし、電灯盤L-1は鋼板製としてください。
87	シャッター横の片開戸にはポーチの記載がございませんが、シャッター同様に勾配のあるポーチが必要との認識で宜しいですか。	不要です。
88	計画建物と既存の樹木が干渉します。建物を樹木に干渉しない位置への移動は可能でしょうか	位置の変更はできません。
89	上記不可の場合、樹木の伐採費用は別途で宜しいですか。	樹木が干渉する場合は、受注者負担により撤去としますので、入札価格に含んでください。
90	(建物仕様について) ・外壁断熱材※不燃40mmとなっておりますが、硬質ウレタンフォーム※準不燃40mmは使用可能でしょうか？	不燃材としてください。(準不燃材不可)
91	(建物仕様について) ・屋根裏面:発泡ポリエチレンフォーム貼りとなっておりますが、ベフト=4mmでよろしいでしょうか？	そのとおりです。
92	(建物仕様について) ・建物構造上 F通-(0-1通)+(14-15通)に柱、ブレスを施工する事は可能でしょうか？	可能です。

物品購入仮契約書（案）

契 約 番 号	第 3 号
物 品 名	防災備蓄倉庫
規 格	仕様書のとおり
数 量	一式
契 約 金 額	円 (うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 円)
納 品 期 限	令和 8 年 2 月 2 7 日
納 品 場 所	草津市立教育研究所駐車場内
契 約 保 証 金	免除
そ の 他 特 記 事 項	

この契約については、議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされた時に地方自治法第 2 3 4 条第 5 項に規定する契約とみなす。

上記の件について、発注者と受注者の両当事者間において、物品購入契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

草津市長 橋川 渉

(受注者)

総則)

第1条 発注者および受注者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を委任することはできない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(危険負担)

第4条 履行前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者がこれを負担するものとする。

(物品の検査および引渡し)

第5条 発注者は、受注者からの物品の納入があったときは、その日から10日以内にこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査方法は、発注者の任意とし、受注者はその決定に対しては異議を申し立てることはできないものとする。

3 受注者は、検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者の指定する期日までに完全なものを納入しなければならない。

(延滞金および違約金)

第6条 受注者は、物品の納入を遅延したときは、発注者に延滞金を支払わなければならない。ただし、天災・地変・その他発注者がやむを得ない理由によると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数1日につき契約金額の契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 契約保証金額の全部または一部を免除した場合において、第8条により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約金額の支払い)

第7条 物品の引渡し後、受注者から適法な支払い請求書が提出されたときは、発注者はこれを受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(契約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し物品を粗雑に扱い、または品質、数量に関し不正な行為をしたとき。
- (3) 発注者の行う物品検査に際し、係員の職務執行を妨げ、または妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下この号において同じ。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を与えることがあつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合の契約保証金は、発注者に帰属するものとし、受注者が既に発注者に納入した物品があるときは、発注者は、その相当代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の損害賠償義務)

第9条 受注者は、前条第1項の規定により契約が解除されたときは、発注者に対し、これによって発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質または数量が契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」という。)は、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、または追完請求とともに、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)損害賠償の請求および契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合行為等に対する措置)

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額(単価契約の場合は支払金額)の10分の1に相当する額を、賠償金として、発注者に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下第3号までにおいて「法」という。)第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあつたとして、法第7条第1項もしくは第2項(法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあつたとして、法第7条の2第1項(同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律

第45号) 第96条の3の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第6条第3項、第8条第2項および第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(草津市契約規則の準用)

第12条 この契約に定めるものの他、受注者は、この契約の履行に関し、草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)を守らなければならない。

(雑則)

第13条 この契約および草津市契約規則に定めがないことについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。